

第1回 本山町都市計画審議会

議 案 書

平成29年3月7日

本山町都市計画審議会

第 1 回 次 第

1. 日 時 平成 29 年 3 月 7 日 (火)
午前 11 時から
2. 場 所 本山町役場第一会議室
3. 会議次第
 - 1) 開 会
 - 2) 委嘱状交付
 - 3) 町長あいさつ
 - 4) 委員紹介
別紙「本山町都市計画審議会委員名簿」参照
 - 5) 会長選任
別紙「本山町都市計画審議会設置条例」第4条参照
会長：
 - 6) 議 事
■第1号 本山町景観計画の変更について
別紙資料
 - 7) その他の議題
 - 8) 閉 会

28本政発第145号
平成29年2月24日

本山町都市計画審議会会長様

本山町長 今西 芳彦

本山町景観計画の変更について

このことについて、景観法第9条第2項及び同条第8項の規定により、本山町都市計画審議会の意見を聞く必要がありますので、別紙のとおり諮詢します。

本山町景観計画変更（案）について

変更 ①

1. 変更内容

「第5章 行為の規制に関する事項」の 2. 景観区域内における行為の制限において、表中⑤建築物の形態意匠の中の外観についての記載の「和風感のある素材を使用し」を削除するもの。

【変更前】

2. 景観区域内における行為の制限

| 項目 | 景観計画区域 |
|-------------------|---|
| ①生態系の保全 | 重要な動植物の保全のため、振動・騒音・濁水・排水等の対策に配慮すること。 |
| ②景観の保全 | 裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出を抑制し、遮蔽措置を講ずること。鉱物等の採取にあっても同様の配慮を求める。 石垣の保全、自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全に配慮すること。 |
| ③建築物・工作物の高さ | 建築物：高さが20mを超えないこと。 |
| ④建築物・工作物の色彩 | 色彩：マンセル値10未満とする。周辺の景観と調和するものであること。 |
| ⑤建築物の形態意匠 | 屋根：勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を持つように図ること。 外観：外部の材料は原則として和風感のある素材を使用し、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。 |
| ⑥眺望景観 (稜線の分断) | 稜線を分断しないよう努めること。 |
| ⑦看板、広告板、自動販売機等の設置 | 色彩：マンセル値10未満とする。 蛍光色を使用しないこと。 周辺の警官と調和するものであること。 |

【変更後】

2. 景観区域内における行為の制限

| 項目 | 景観計画区域 |
|-------------------|---|
| ①生態系の保全 | 重要な動植物の保全のため、振動・騒音・濁水・排水等の対策に配慮すること。 |
| ②景観の保全 | 裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出を抑制し、遮蔽措置を講ずること。鉱物等の採取にあっても同様の配慮を求める。 石垣の保全、自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全に配慮すること。 |
| ③建築物・工作物の高さ | 建築物：高さが20mを超えないこと。 |
| ④建築物・工作物の色彩 | 色彩：マンセル値10未満とする。周辺の景観と調和するものであること。 |
| ⑤建築物の形態意匠 | 屋根：勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を持つように図ること。 外観：外部の材料は原則として、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。 |
| ⑥眺望景観 (稜線の分断) | 稜線を分断しないよう努めること。 |
| ⑦看板、広告板、自動販売機等の設置 | 色彩：マンセル値10未満とする。 蛍光色を使用しないこと。 周辺の警官と調和するものであること。 |

2. 変更理由

「和風感」について、表現がわかりにくいくことや、実態として色彩等は調和されており「和風感のある素材を使用し」の記述を削除しても景観の調和に支障がないと判断し削除することとした。

変更 ②

1. 変更内容

「第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項」の 4. 重要公共施設の指定（案）において、
標題 4. 重要公共施設の指定（案） の「(案)」を削除するもの。

【変更前】

4. 重要公共施設の指定 (案)

景観重要公共施設の指定候補は、(a) 本山東大橋、(b) 渡津橋（沈下橋）、(c) 旧本山大橋、(d) 本山大橋、(e) 飛岩橋（沈下橋）、(f) 土佐本山橋、(g) 吉田橋の7橋梁及び(8) 下関井、(21) 本山上井・下井とする。

指定にあたっては、国、県、関係機関との連携協議を行う。

【変更後】

4. 重要公共施設の指定

景観重要公共施設の指定候補は、(a) 本山東大橋、(b) 渡津橋（沈下橋）、(c) 旧本山大橋、(d) 本山大橋、(e) 飛岩橋（沈下橋）、(f) 土佐本山橋、(g) 吉田橋の7橋梁及び(8) 下関井、(21) 本山上井・下井とする。

指定にあたっては、国、県、関係機関との連携協議を行う。

2. 変更理由

重要公共施設の指定について、策定時点では（案）としていたが、正式に指定候補とすることとなつたため、「(案)」の記述を削除することとした。